



信託って、聞いたことはあるけど馴染みが少ないかもしれません。
知ってる方が得をする！私たちの生活にも十分活用できるんです。

平成28年 10月

自由度の高さから注目度UP！あなたのお気持ちを実現します。

民事信託 3つの活用事例

1



相続税対策を考え中の方へ。

「これから数年にわたって孫に預金の贈与をしたいが最近物忘れが出てきて…」

認知症になった後も毎年お孫さんへ送金するという信託契約が出来ます。

相続税対策で安心！

認知症になっても贈与を継続できます。

成年後見 = 本人の権利を守る

後見人が積極的に財産処分できない

民事信託 = 本人の目的を守る

信託契約に沿って受益者に継続贈与できる

2



事業承継でお悩みの方へ。

「まずは妻に経営権を譲り、妻が亡くなった後は次男へと承継させたい…」

遺言と違い、奥様亡き後に次男へ経営権を譲れます。事業も万全、奥様も安心！

跡継ぎ問題で安心！

二次相続・三次相続も指定できます。

遺言 = 相続人の方が亡くなった後のことまで指示することができない。

民事信託 = 二次相続、三次相続のことも見据えて指示することができる

3



代々の財産を守りたい方へ。

「妻へは財産を譲りたいが妻亡き後に先祖代々の土地が妻の家系に渡るのは…」

奥様が亡くなった後は弟様を受益者に指定できます。

子どもがいないご夫婦も安心！

「妻の生活保障」「先祖代々の財産承継」

通常の相続 = 一度配偶者に相続された後は配偶者の親族に相続されていくことがあります。

民事信託 = 配偶者に相続された後自身の親族を相続人に指定できる



執筆しました！



無料相談受付中！
お気軽にお電話ください！

司法書士法人
F&Partners

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 075-256-4548